

とい しょうほうきょうゆう おこな  
**問** なぜ、このような情報共有のしくみづくりを行うのですか？

ひなんしえん ひつよう かた す きんりん かた し とき  
避難支援が必要な方がどこにお住まいか、近隣の方などが知らないと、いざという時の  
しえん ま あ だいきぼ さいがい はっせい ちよくご ぎょうせい じゅうぶんきのう  
支援が間に合いません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも  
かんが ちいき ささ あ おこな  
考えられるため、地域で支え合うしくみづくりを行うものです。

とい どうい さいがいはっせいじ かなら たす  
**問** 同意をすれば、災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

さいがいはっせいじ ちいきとう ひなん しえん う かのうせい たか しえん かなら  
災害発生時に地域等から避難の支援を受けられる可能性が高くなりますが、支援が必ず  
ほしょう ちいき しえんしゃ ほうてき せきじん ぎむ  
なされることを保証するものではありません。また、地域の支援者が法的な責任や義務を  
お  
負うものでもありません。

とい しせつ にゅうしょ ちようきにゅういん ばあい めいぼ たいしょうしゃ  
**問** 施設入所や長期入院をしている場合、名簿の対象者とならないのですか？

めいぼ たいしょうしゃ ざいたく かた いちじてき にゅうしょ にゅういん かた ふく  
名簿の対象者は在宅の方（一時的に入所、入院している方を含む）としています。  
しせつ にゅうしょ たと とくべつようごろうじん かいごりょういん かいごりょうようがたいりょうしせつ かいごろうじん  
施設への入所（例えば、特別養護老人ホーム、介護医療院、介護療養型医療施設、介護老人  
ほけんしせつ ゆうりょうろうじん つ こうれいしゃ む じゅうたく  
保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームなど）や、  
ちようきにゅういん しせつ びょういん しえん う めいぼ たいしょうしゃ  
長期入院をしている方は、施設や病院での支援を受けるため名簿の対象者とはしていません。

とい どうい ばあい じょうほう ちいき ひと ていきよう  
**問** 同意した場合、情報が地域の人すべてに提供されるのですか？

おかやまし ちいきぼうさいけいかく さだ ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんしえん とう じっし ひつよう  
岡山市地域防災計画に定められた避難支援等関係者にのみ、避難支援等の実施に必要な  
げんど めいぼじょうほう ていきよう  
限度で、名簿情報を提供します。

とい こじんじょうほう ひろ し ぶあん  
**問** 個人情報幅広く知られるのではないかと不安なのですか？

どうい かた めいぼ じょうほう ひなんしえんとう かんけいしゃ ていきよう さい さいがいたいさくきほんほう  
同意をされた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供する際には、災害対策基本法に  
もと しゅひ ぎむ かな ふひつよう めいぼじょうほう きょうゆう りよう  
基づき守秘義務が課されています。また、不必要に名簿情報を共有・利用しないなど、  
てきせい じょうほうかんり しゅうち  
適正な情報管理をしていただくよう周知しています。

とい どうい ばあい じょうほう ていきよう  
**問** 同意をしない場合、情報は提供しないのですか？

へいじょうじ ひなんしえんとうかんけいしゃ じょうほうていきよう どうい ばあい さいがい はっせい  
平常時からの避難支援等関係者への情報提供に同意しない場合でも、災害が発生または  
はっせい ばあい ひなんしえんとう じっし ひつよう げんど ひなんしえんとう かんけいしゃ  
発生するおそれがある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に  
めいぼじょうほう ていきよう  
名簿情報を提供することがあります。

とい どういしょ きげん へんそう ばあい  
**問** 同意書を期限までに返送しない場合、どうなりますか？

ひなん しえんとう かんけいしゃ めいぼじょうほう ていきよう どうい どうい  
避難支援等関係者に名簿情報を提供することはありませんが、同意もしくは同意しない  
ほんにん いし まいとし どういしょ そうふ  
ことについてご本人の意志がわからないため、毎年、同意書を送付させていただきます。

問 毎年同意をする必要があるのですか？

いちどどうい かた まいとどうい ひつよう  
一度同意された方については、毎年同意をしていただく必要はありません。  
ほんにん ほうていだいにん どうい とりけし しんせい かぎ ひなんしえん とう かんけいしゃ めいぼじょうほう  
本人や法定代理人などから同意の取消の申請がない限り、避難支援等関係者へ名簿情報  
ていきょう じゅうしょ どういしょ きさい ないよう へんこう ばあい ききかんかんり  
を提供します。ただし、住所など同意書の記載内容に変更があった場合には、危機管理  
しつ れんらく ねが  
室まで連絡をお願いします。

問 同意書を提出したあと、確認書が届いたのですが？

どういしょ ていしゅつ かた たい どういしょ ないよう へんこう な かくにん  
同意書をご提出いただいた方に対して、同意書の内容に変更が無いかどうかをご確認  
いたadakため、同意されたかどうかに関わらず、毎年、確認書をお送りしています。  
かくにんしよ ないよう へんこう な ていしゅつ ひつよう  
確認書は内容に変更が無ければ、ご提出いただく必要はありません。

問 同意をしないと、災害発生時に支援を受けられないのですか？

しえん う ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんこうどう ようしえんしゃ めいぼ  
支援を受けられないことはありませんが、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を  
ほゆう きんきゅうじ たいおう  
保有しておくことで、緊急時に対応しやすくなります。

問 計画作成の対象者は誰ですか？

こべつひなんけいかく ひなんこうどう ようしえんしゃ めいぼ けいさい かた たいしゅう  
個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている方が対象となります。  
おかやまし かわ ほんらん しんすい どしやさいがいと う さいがい たか ちいき す  
岡山市では、川の氾濫などによる浸水や土砂災害等の災害リスクが高い地域にお住まい  
かた ゆうせんてき けいかくさくせい すず  
の方から優先的に計画作成を進めることとしています。

問 作成した計画書は誰が持っておくのですか？

さくせい けいかくしょ おかやまし ききかんりしつ ていしゅつ へいじ ほんにん かぞく ひなん  
作成した計画書は、岡山市危機管理室へご提出いただくほか、平時から本人や家族、避難  
しえんしゃ さくせい かんよ ちょうないかい じしゅぼうさいそしき みんせいいいん じどういいん  
支援者や作成に関与した町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや  
そうだんしえんせんもんいんとう ふくじじぎょうしゃ ほんにん どうい はんいんない きょうゆう  
相談支援専門員等の福祉事業者などのうち、本人が同意した範囲内で共有しておきましょう。

問 計画を作成したら災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

こべつひなんけいかく けいかく もと ひなんしえん かなら おこな ほしろう  
個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。  
さいがいじ ひなんしえんしゃ ふざい ひさいとう ひなんしえん おこな かもうせい  
災害時には避難支援者の不在や被災等により避難支援を行えない可能性があります。

問 避難支援者は責任を問われたり、義務を負うことがありますか？

ひなんしえんしゃ かた ねが じしん あんぜん かくほ はんい しえん  
避難支援者の方にお問い合わせするのは、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲での支援です。  
けつ ひなんしえんしゃ かた せきにと ぎむ お  
決して避難支援者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。